

記入例

新規	更新
----	----

受付番号	
------	--

「新規」に○をしてください。

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

総社市長様

郵便番号 〒719-1131
 住所 総社市中央一丁目○番○号
 (ふりがな) そうじゃ かぶしきかいしゃ
 商号又は名称 総社 株式会社
 (ふりがな) そうじゃ たろう
 代表者職名・氏名 代表取締役 総社 太郎



インボイス登録がある場合は登録番号を記入してください。未登録の場合は「無」にチェックをいれてください。

電話番号 (0866) 92-○○△△
 F A X 番号 (0866) 93-○○□□

適格請求書発行事業者 (インボイス)	登録番号:	<input type="checkbox"/> 無
--------------------	-------	----------------------------

総社市が発注する物品の売買、修理等のために行う競争入札（見積）に参加する資格の審査を申請します。

○希望する営業品目等（希望する品目を別紙「営業品目等一覧表」から順に記入する。）

区分	品目	具体品目	区分	品目	具体品目
20	OA機器	パーソナルコンピューター・プリンタ等			
21	OA機器消耗品	トナーカートリッジインクタンク等			

契約等を委任する支店、営業所等	
郵便番号	〒719-1311
住所	総社市美袋○○○-××
(ふりがな)	そうじゃ かぶしきかいしゃ みなぎしてん
商号又は名称	総社 株式会社 美袋支店
(ふりがな)	そうじゃ いちろう
代表者職名・氏名	支店長 総社 一郎
電話番号	(0866) ××-○○△△
F A X 番号	(0866) ××-○○□□

取引使用印鑑	
社(店)印	代表者使用印 (必ず押印)

○申請書内容問い合わせ先

電話番号 (0866) 92-○○△△

担当者氏名 総社 次郎

メールアドレス ○○△△@××.ne.jp

※実際の取引に使用する印鑑を押印のこと。実印と同じ場合でも押印してください。
 ※委任先があれば委任先の印鑑となります。

○添付書類

- 1 委任状
- 2 誓約書
- 3 登記簿謄本（個人は身分証明書）
- 4 印鑑証明書
- 5 決算書類（個人は収支計算書）
- 6 完納（納税）証明書
- 7 営業許可（登録）証明書
- 8 その他 参考書類

営業の概要

①営業内容（取扱品等の状況をできるだけ具体的に記入する。）

営業品目	販売額	取扱品等
OA機器	40,000 千円	パーソナルコンピューター、プリンター、スキャナ、デジタルカメラ
OA機器消耗品	20,000 千円	インクタンク、トナーカートリッジ、CD-ROM等
	千円	
	千円	
	千円	
	千円	
合計	60,000 千円	

②自己資本額

区 分	決 算 後
資本金（出資金・元入金）	50,000 千円
積 立 金	10,000 千円
繰越金（繰越欠損）	5,000 千円
計	65,000 千円

③従業員数

事 務 員	技 術 員	その他（ ）	合 計
20 人	10 人	10 人	40 人

・従業員数は1月1日現在とし、臨時雇用は含まない。

④機械器具

機械及び装置	車両・運搬具	工具・器具・備品	合 計
5,000 千円	3,000 千円	2,000 千円	10,000 千円

・すべて減価償却後の額を記入する。

⑤営業年数

創 業	現 組 織 へ の 変 更	営 業 年 数
明・大・昭 平 ・令 10年 1月 1日	明・大・昭・平・令 年 月 日	(1月1日現在) 26年

R6.1.1現在の営業年数を記入してください。

委任状

総社市長様

令和 年 月 日

本社住所 総社市中央一丁目〇番〇号

(実印)

商号又は名称 総社 株式会社

代表者職名・氏名 代表取締役 総社 太郎

代表取締役
之印

総社市との取引に係る権限を、下記のとおり委任します。

記

〒 719-1311

委任先住所 総社市美袋〇〇〇-××

(受任者の印)

商号又は名称 総社株式会社 美袋支店

受任者職名・氏名 支店長 総社 一郎

支店長
之印

電話番号 (0866) ××-〇〇△△

※申請書に押印した取引使用印鑑と同一であること。

委任期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

- 委任事項
- 1 入札（見積）に参加する権限
 - 2 入札（見積）参加に係る代理人を選任する権限
 - 3 契約を締結する権限
 - 4 代金の請求及び受領の権限
 - 5 保証契約を締結する権限

以上

誓約書

私は、総社市の指定業者としてご指名を受けましたうへは、入札・見積・契約等について、独占禁止法等関係法令を遵守し、誠実に取引をするとともに、総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号。以下「条例」という。）の基本理念を理解し、次の事項について誓約します。

これらの事項と相違することが判明したときは、総社市が行う契約解除等の一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、このことについて総社市が岡山県警察本部に照会することについても同意します。

記

- 次に掲げる者が条例第2条に規定する暴力団員等ではないこと。また、暴力団員等を新たに選任しないこと。
 - 法人である場合 代表者及び役員
 - 個人事業主である場合 代表者
 - 個人である場合 個人本人
- 1の各号に該当する者が、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難される関係を有していないこと。
- 暴力団員を雇用していないこと。また、新たに雇用しないこと。
- 暴力団及び暴力団員等が実質的に経営に関与していないこと。
- 総社市の発注する公共工事その他の事務又は事業において、1から4までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者を下請負人とすること。
- 条例第4条及び第6条に基づき、必要書類の提出を求められたときは速やかに提出すること。
- 独占禁止法等関係法令を遵守し、談合の行為または疑義をもたれるような行為は一切しないこと。

令和 年 月 日

総社市長 片岡 聡 一 様

住 所

総社市中央一丁目〇番〇号

商号又は名称

総社 株式会社

代表者職名・氏名

代表取締役 総社 太郎

本社(店)の代表者名で記入すること。

実印

実印

総社市暴力団排除条例（抄）

（目的）

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に介入し、暴力団の威力及びこれを背景とした資金獲得活動によって、市民等に多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的な施策を定め、暴力団の排除を総合的かつ計画的に推進することにより、安全で平穏な市民生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 関係団体 法第32条の2第1項の規定により公安委員会から暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団の排除に関する活動を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れぬこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、国、県、市民等及び関係団体の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の役割）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進しなければならない。

（公共工事等における措置）

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

